

環境経済常任委員会記録

令和3年 第2回定例会		
1 日	時	令和3年6月15日(火) 午後1時00分 開会 午後1時34分 閉会
2 場	所	議 場
3 出 席 委 員		小 島 実 委員長 鈴 木 毅 副委員長 藤 田 義 昭 委員 宇賀神 敏 委員 大 貫 毅 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員		なし
5 委員外出席者		増淵靖弘議長 鈴木敏雄副議長
6 説 明 員		別紙のとおり
7 事務局職員		山 崎 書記
8 会議の概要		別紙のとおり
9 傍 聴 者		なし

環境経済常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
経済部	経済部長	坂 入 弘 泰	8名
	産業振興課長	福 田 浩 士	
	産業誘致推進室長	鈴 木 淑 弘	
	観光交流課長	神 山 悦 雄	
	水源地域整備室長	上 田 悦 久	
	農政課長	橋 本 寿 夫	
	農村整備担当	藤 田 敏 明	
	林政課長	岸 野 孝 行	
農業委員会事務局	農業委員会農地調整係長	宇 賀 神 崇	1名
環境部	環境部長	黒 川 勝 弘	4名
	環境課長	関 口 守	
	廃棄物対策課長	金 子 尚 己	
	環境課環境政策係長	小 太 刀 輝 幸	
合 計			13名

環境経済常任委員会 審査事項

- 1 議案第40号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第45号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号））
- 3 議案第55号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正について

令和3年第2回定例会環境経済常任委員会概要

○小島委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場内の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごと、議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

また、議場内暑いので、上着を脱ぐことを許可いたします。

それではただいまから、環境経済常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

それでは、早々、経済部・農業委員会関係審査を行います。

はじめに、議案第40号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））のうち、経済部・農業委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 皆さん、こんにちは。産業振興課の福田です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速でありますけれども、議案第40号 専決処分事項の承認について、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、経済部・農業委員会事務局所管の予算の主なものについてご説明をいたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、第12号になりますが、7ページをお開きください。

7ページ、まず、歳入についてご説明をいたします。

中段になりますが、15款 県支出金 2項 4目 農林水産業費県補助金の説明欄、右側になりますが、農業振興費県補助金、1,608万7,000円の減につきましては、国の担い手確保・経営強化支援事業を活用した、ニラのハウス整備を見込んだものであります。事業が不採択となったため、これを減額するものであります。

続いて、次の説明欄になりますが、林業振興費県補助金、324万3,000円の減につきましては、有害野生鳥獣の捕獲数の確定により、これを減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

中段になりますが、21款 市債 1項 4目 農林水産業債の説明欄、林業事業債、830万円の減につきましては、県営林道改良整備事業費の確定に伴い、市の負担分

について、これを減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。17 ページをお開きください。

一番上の段になりますけれども、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、右側になります、農産物活性化推進事業費の 2,208 万 7,000 円の減につきましては、先ほど歳入の欄でご説明いたしましたが、ニラのハウス整備の国の不採択による減額 1,608 万 7,000 円と、新型コロナウイルス感染症対策として実施してまいりました高収益作物次期作支援及び、経営継続補助金の額が確定したことにより、600 万円を減額するものであります。

次の段、下の段になりますけれども、同じく 6 款 農林水産業費のうち、2 項 1 目 林業振興費の説明欄のうち、野生鳥獣対策事業費 241 万 8,000 円の増につきましては、有害鳥獣の捕獲数の確定により、増額するものであります。

次の説明欄、森林環境整備促進基金積立金 3,696 万 8,000 円の増につきましては、森林環境譲与税の未執行分につきましては、基金への積み立てを行うものであります。

さらに、一番下の段になりますが、同じく 6 款 農林水産業費の 2 項 2 目 林道事業費の説明欄、林道施設整備事業費 1,035 万 3,000 円の減につきましては、県が行います林道改良整備事業の市の負担分につきましては、事業費の確定に伴い減額するものであります。

続いて、19 ページをお開きください。

一番上の段になりますけれども、7 款 商工費 1 項 3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 1 億 7,169 万 6,000 円の減につきましては、本市制度融資にかかる県信用保証協会への負担金及び保証料補助の額が確定したため、これを減額するものであります。

このうち、保証料補助が見込みより 1 億 3,900 万円減額となりましたが、この理由につきましては、コロナの影響による本市の制度融資であります、「緊急経営対策特別資金」の利用を見込んでおりましたが、昨年度中に県の新たな制度融資が導入されまして、これを利用する事業者が多く、結果本市の制度融資利用者が見込みより少なくなったということで、減額をすることといたしました。

以上で、経済部・農業委員会所管の一般会計補正予算（第 12 号）の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 藤田です。よろしく申し上げます。

18 ページの農作物活性化推進事業費の国の不採択、ニラハウスが不採択になった理由についてお聞かせください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。よろしく申し上げます。

ただいまの藤田委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、国の補助を受けるためには、成果目標を設定して、その目標を達成しなければなりません。

その目標は誰もが取り組まなくてはならない必須目標と、あと選択目標というものがありまして、必須の目標としては付加価値額といいまして、総収入からかかった費用を引いて、そこに人件費を加算するというものなのですが、その付加価値額を10%以上拡大しなさいというのが必須の目標になります。

あと選択目標としましては、経営面積の拡大とか、農産物の価値向上、経営の複合化とか、法人化とか、輸出の拡大の取り組みなどから選択していくわけなのですが、ポイント制となっております、ポイントの高い案件から採択されることとなります。

今回、国のボーダーラインがかなり高く、栃木県内でも採択されたのは1件のみというふうな状況でありまして、大変厳しいものであったということで、残念ながら採択にならなかったというものでございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 すみません、今ちょっと聞き取れなかったのですけれども、県で採択されたのが1件のみという、1件。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

はい、県内で1件しか採択にならなかったということです。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。大貫委員。

○大貫委員 2つお聞きしたいのですけれども、1つは、野生鳥獣対策事業費県補助金は、捕獲数の確定によって減額になったけれども、報償金のほうは241万円増額になっていますけれども、この関係というのは、どういうことなのでしょうか。

何か、片方だけ、片方が減っているのです、そのからくりというか、仕組みだけ、ちょっと教えてください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしく申し上げます。

ただいまの大貫委員の質問にお答えします。

実は、この報償金につきましては、国・県、そして市のものということで、3つの補助金を有害鳥獣の捕獲を行った方に報償金としてお支払いしている制度でございます。

当初は、国の予定捕獲数というのが、非常に、国のほうである程度数字を指定されますので、大きく出されていたのですが、これについては、実際の頭数が減っている。

それで、市としての目標という数字があるのですけれども、こちらについては増えたということで、市の持ち出し分が増えたことが一つの理由でございます。

もう1つが、実は、県のほうの市町村捕獲活動支援事業費というのがございまして、こちらは市が行っております捕獲報償金に対して、その額の2分の1を県のほうが裏負担として、していただく事業でございまして、実は、県内の捕獲頭数が非常に多かったということがありまして、満額いただけなかったということが事情としてございます。

具体的に申し上げますと、本来でありますと、737万2,500円、この歳入のうち予定されていたのですけれども、実額は、上限額を切られまして、709万5,000円という額で、指定されてまいりました。

以上、2つの理由によります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。大貫委員。

○大貫委員 理由等、よくわかったのですけれども、国のほうで最初から、かなり多めに指定されて、お金の交付になったのが1つ。

それと、県が裏負担で支えるべきものが削られてしまったので、その分、市が負担している、そういうことでいいですか。わかりました。

それから、森林環境譲与税なのですけれども、3,600万以上積み立てということなのですが、実際にその鹿沼市に交付されたのはいくらでしたか、そのうちのこの割合はどのぐらいなのですかね、3,600万というと、教えてください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

昨年度は、森林環境譲与税の交付額なのですが、7,462万円という金額が入っております。

恐らく、この3,800万円というのが、大体半分ぐらいになるかなということでございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

○大貫委員 はい、わかりました。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中経済部・農業委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中経済部・農業委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第45号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号))のうち、経済部・農業委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第45号 専決処分事項の承認について、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済部所管の予算についてご説明いたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、第2号になりますが、3ページをお開きください。まず、歳入についてご説明いたします。

一番下の段、22 款市債 1 項 8 目 災害復旧債の説明欄、農業施設災害復旧事業債 1 億 1,220 万円につきましては、令和元年東日本台風による農地や農業用施設の災害復旧事業に係る付帯工事に対する市債を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。

3つ目の段になりますが、11 款 災害復旧費 1 項 1 目 農業施設災害復旧費の説明欄、災害復旧工事費 1 億 3,212 万 1,000 円につきましては、農地や農業用施設の災害復旧事業に係る付帯工事、近隣の河川工事との施工時期の調整により4月以降にならないと発注・施工できなかったものなどについて計上したものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大貫委員。

○大貫委員 この農業施設の災害復旧というのは、主にどこら辺のものなのか、教えていただきたいのと。

4月以降にならないと道路との、災害復旧工事との関係で、多分、それなので、当初予算には間に合わなかったのかなというふうなことで、間に合わなかったということではないのですよね。

当初の予算には間に合わなかったのは、工事が県の、ほかの工事の、道路工事との兼ね合いか何かで遅れたので、設計がつかれないから当初、年度当初の予算ではなくて、補正になったということ、その2点だけちょっと。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

大貫委員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、どの辺の場所かというふうなことですけれども、主なものは、下久我の農地復旧工事の付帯工事、それと、中粕尾につきましても農地復旧工事の付帯工事となります。

また、久野地内ですけれども、これにつきましても、農地復旧工事の付帯工事、また、深津ですね、こちらも農地復旧工事の付帯工事、あとは、大和田町では、頭首工工事、南端堰になりますけれども、それ関連の付帯工事等ではありますが、主なものになります。

それで、当初予算、間に合わなかったのかというふうなところではありますが、実際その河川工事、県の河川工事等が、やはり完了しないと、その近接する工事が進められないというふうなところでありまして、当然ながら、当初予算で組むということも、それ

はもう最初から不確定部分だったので組めないということで、年度末に、ほぼ4月にならないと、もうどうしてもできないというふうなところが固まった段階で、計上させていただいたというふうなところで、専決という形で補正を組ませていただいたというふうな内容になります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りします。

議案第45号中経済部・農業委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号中経済部・農業委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第55号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

それでは、議案第55号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正についてご説明をいたします。

鹿沼市職業訓練センターにつきましては、条例により施設の使用料を定めておりますが、従来の数時間単位の貸出方法から、1時間単位の貸出方法に改めるものであります。

これによりまして、施設利用者の利便性向上を図り、このように使用料を改定するものであります。

具体的な改定内容といたしましては、新旧対照表になりますけれども、そちらの25ページをお開きください。

この施設は、従来、左側の表になりますけれども、縦軸の会議室から実習室までの11種類の施設を、横軸となりますが、午前9時から午後9時までなどの、6つに区分いたしまして、貸し出しを行っておりました。

この料金体系は、最短で4時間の区分ということで、しかも午前中から午後、あるいは、夜間にかけて徐々に割り高になるなど、使用料の統一がなされていなかったということでありまして、一部の利用者からは、1時間単位での貸し出し要望が出ているというような状況でありました。

このような中、隣接して今整備しておりますけれども、新しい北犬飼コミュニティセンターのオープンにあわせまして、市民の皆さんに便利にご利用いただくため、新旧対照表

右の表になりますけれども、貸し出し施設を多目的室から実習室までの8種類に整理したうえで、料金を1時間単位に設定し、利便性向上を図るものであります。

なお、単位料金そのものについては、原則値上げはしておりません。

以上で、鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第55号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、経済部・農業委員会関係案件の審査は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩後には、環境部関係の審査を行います。

再開は、午後1時30分といたします。

(午後 1時23分)

○小島委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午後 1時30分)

○小島委員長 これからは、環境部関係の審査を行います。

議案第40号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、環境部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口でございます。

議案第40号 専決処分事項の承認について 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

歳入についてご説明いたします。

令和2年度補正予算に関する説明書、一般会計の9ページをお開きください。

上から2段目、21款 市債 1項3目 衛生債の説明欄「ごみ処理施設整備事業債」370万円の減につきましては、起債対象事業費が確定したことにより減額したものであります。

以上で、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 今ご説明いただいた、ごみ処理施設整備の対象事業、どんなものなのか聞かせ

てください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。よろしくをお願いいたします。

3つほどありまして、まず1つ、鹿沼市環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設基幹改良工事に伴う生活環境調査業務委託。

もう1つが、鹿沼市環境クリーンセンター粗大ごみ施設処理長寿命化総合計画作成業務委託。

もう1つが、ごみ処理施設2号灰押出装置更新工事の3つでございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 そうしますと、粗大ごみの関係の今後の整備していくための調査というか、計画づくりというような内容でよろしいでしょうか。確認です。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 そのとおりでございます。以上です。

○小島委員長 よろしいですか。

○藤田委員 はい。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中環境部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中環境部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、環境経済常任委員会を閉会いたします。

(午後 1時34分)